

○ 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準

（平成十五年三月三十一日）
文部科学省告示第四十五号

最終改正 平三〇・一〇・九文科告八四

第一条 文部科学大臣は、大学、短期大学及び高等専門学校（以下この条及び附則第二項において「大学等」という。）並びに大学院に関する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第四条第一項の認可（設置者の変更及び廃止に係るものを除く。次条第一号を除き、以下同じ。）の申請の審査に関しては、法、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）その他の法令に適合すること及び次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とする。

- 一 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができると見通しがあること。
- 二 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が、人材の需要の動向を考慮して定められている等社会の要請を十分に踏まえたものであること。
- 三 大学等及び大学院に関する法第四条第一項の認可の申請を行った者（以下「認可申請者」という。）が設置する大学の学部（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科）又は短期大学若しくは高等専門学校（学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程）の平均入学定員超過率（当該認可の申請に係る大学の開設等（大学等、大学の学部、私立大学の学部の学科、短期大学若しくは高等専門学校の学科、大学院、大学院の研究科若しくは研究科の専攻若しくは大学若しくは短期大学における通信教育の開設又は大学院の研究科の専攻に係る課程若しくは私立の大学等の収容定員に係る学則の変更をいう。以下この号において同じ。）をする年度の前年度から過去四年間（修業年限が六年の学部にあつては過去六年間、短期大学において修業年限が二年の学科にあつては過去二年間、修

業年限が三年の学科にあつては過去三年間、高等専門学校にあつては過去五年間）の入学定員に対する入学者の割合（通信教育に係るものを除く。）の平均をいう。）が、一・二五倍（大学の開設等をする年度の前年度において、収容定員（通信教育に係るものを除く。）が四千人以上の大学の学部（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科）であつて、入学定員が百人以上三百人未満のものにあつては一・一〇倍、入学定員が三百人以上のものにあつては一・〇五倍）未満であること。

四 歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置若しくは収容定員増又は医師の養成に係る大学等の設置でないこと。

第二条 文部科学大臣は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校（以下この条において「大学等」という。）に関する法第四条第一項の認可の申請を審査する場合において、認可申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可をしないものとする。

一 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請又は同条第二項の届出において、偽りその他不正の行為があつたものであつて、当該行為が判明した日から起算して五年以内で相当と認められる期間を経過していないもの

二 認可申請者が設置する大学等について、法第四条第三項に規定する命令、法第十五条第一項に規定する勧告又は同条第二項及び第三項に規定する命令（以下この号において「命令等」という。）を受けたにもかかわらず、当該命令等に係る事項の改善が認められない者

三 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第十三条に規定する設置計画の履行の状況が著しく不適当と認められる大学等を設置する者

第三条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、平成二十二年以降に期間（平成三十六年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部の学科（この条において「医学部」という。）に係る収容定員増を行おうとする大学が、当該大学の医学部に係る入学定員及び編入学定員（この項及び第二項において「入学定員等」という。）に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。

一 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に当該大学の医学部に係る入学定員等の増加として記載された人数（地域における医師の確保に資するため、医師が不足すると見込まれる地域の病院又は診療所に将来勤務しようとする当該大学の医学部の学生に対する修学資金を都道府県が貸与しようとする人数以内に限る。）の増加又は各都道府県における医療

を確保するために特に必要があると認められる場合の自治医科大学における人数の増加

二 当該大学の医学部において、他の大学と協力して教育研究を行い、基礎医学及び社会医学に関する優れた研究者の養成を重点的に担おうとする場合の当該医学部における三人以内の増加

三 歯学に関する学部学科に係る入学定員等の減少に係る学則の変更の認可の申請を行うおとする当該大学の医学部における当該減少の人数以内の増加

2 文部科学大臣は、前項の学則の変更の認可の申請を審査する場合において、当該学則を変更する年度における全国の大学の医学部に係る入学定員等の合計数の見込みが九千四百三十三人を超えない範囲で認可を行うものとする。

3 第一項の認可の申請の審査については、前二条に掲げる基準のほか、当該大学に係

る地域における社会的な医師の養成に係る需要に照らした大学の医学部に係る収容定員の状況に照らして行うものとする。

附則

1 この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

2 大学等及び大学院の設置又は収容定員増の認可の申請のうち、平成十六年度から平成十九年度までの間に開設しようとするものに対する審査についての平均入学定員超過率に係る要件については、平成十九年度までの間、第一条第一号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる開設年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。

開設年度	平均入学定員超過率に係る要件	短期大学	高等専門学校
平成十六年度	平均入学定員超過率が一・五〇倍未満であること。	入学定員が一〇〇人未満の学部	入学定員が二〇〇人以上又は医歯系の学部
平成十七年度	平均入学定員超過率が一・四四倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・六四倍未満であり、かつ、開設前年度から過去二年間（修業年限が三年の学科にあっては過去三年間）の学科全体の入学定員超過率が一・四五倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・四五倍未満であること。
平成十八年度	平均入学定員超過率が一・四〇倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・五三倍未満であり、かつ、開設前年度から過去二年間（修業年限が三年の学科にあっては過去三年間）の学科全体の入学定員超過率が一・四〇倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・四〇倍未満であること。
平成十九年度	平均入学定員超過率が一・三五倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・四二倍未満であり、かつ、開設前年度から過去二年間（修業年限が三年の学科にあっては過去三年間）の学科全体の入学定員超過率が一・三五倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・三五倍未満であること。

附則 (平一七・三・三二文科告五二)

この告示は、平成十七年四月一日から施行する。

附則 (平一八・三・三二文科告五一)

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

附則 (平一九・三・三〇文科告五〇)

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平二〇・九・三〇文科告一五三)

この告示は、公布の日から実施する。

附則 (平二一・一・一一文科告一七二)

この告示は、公布の日から施行する。

附則 (平二二・一・一〇文科告一四七)

この告示は、公布の日から施行する。

附則 (平二三・一・一四文科告一五八)

この告示は、公布の日から施行する。

附則 (平二四・一・一九文科告一六三)

この告示は、公布の日から施行する。

附則 (平二五・二・二八文科告二二)

この告示は、平成二十五年三月一日から施行する。

附則 (平二五・一・一一文科告一五六)

この告示は、公布の日から施行する。

附則 (平二六・一〇・七文科告一四九)

この告示は、公布の日から施行する。

附則 (平二七・九・一八文科告一五四)

(施行期日)

1 この告示は、平成二十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十九年度の大学の開設等（改正後の第一条第三号に規定する大学の開設等をいう。以下この項において同じ。）に係る認可の申請に対する同号の規定の適用については、同号中「一・一五」とあり、及び「一・一〇」とあるのは「一・三〇」と、「一・〇五」とあるのは「一・二五」とし、平成三十年度の大学の開設等に係る認可の申請に対する同号の規定の適用については、同号中「一・一五」とあるのは「一・二五」と、「一・一〇」とあるのは「一・二〇」と、「一・〇五」とあるのは「一・一五」とする。

附則 (平二七・一〇・一文科告一六二)

この告示は、公布の日から施行する。

附則 (平二八・一〇・三文科告二三八)

この告示は、公布の日から施行する。

附則 (平二九・九・二九文科告二二六)

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則 (平三〇・一〇・九文科告八四)

この告示は、公布の日から施行する。